

議長

農業委員現在数 14 名、出席 14 名、欠席 0 名、よって、会議は成立致しました。

これより令和 2 年度第 10 回青梅市農業委員会を開会致します。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 13 条の規定により、第 13 番鈴木委員さん、第 1 番久保田委員さんを指名致しますのでよろしくお願い致します。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

それでは、前回の総会から今日までの日程行事につきまして御報告致します。

12 月 10 日、JA 西東京農業祭共進会 表彰式

(加藤会長)

: JA かすみ直売センター

12 月 14 日、農業次世代人材投資事業 就農状況確認

(川口部会長)

: 市内農地

12 月 15 日、生産緑地追加指定現地調査

(加藤会長、川口部会長)

: 市内農地

12 月 23 日、第 2 回都市計画審議会

(加藤会長)

: 市役所会議室

議長

次に日程 4 の議案審議に入ります。

議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5 件を上程致します。

それでは、整理番号 1 番について、担当委員の私から説明します。

委員

議席番号 14 番 加藤です。整理番号 1 番について、説明します。12 月 17 日

に事務局と調査を行いました。(申請人・住所・氏名)。(特例適用農地・地番・地目・面積)、こちらは、貸出中でニンニクが栽培されておりました。(地番・地目・面積)、こちらは耕耘されておりました。(地番・地目・面積) こちらは、貸出中ですが、借人に確認したところ、春にキクイモを植える予定とのことでした。(地番・地目・面積) こちらは、みかんとキンカンが植えておりました。看板があったので、外すように所有者に伝えました。

議長

次に整理番号2番について、小峰委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号10番 小峰です。整理番号2番について説明します。12月18日、事務局と申請人立ち合いのもと、現地調査をいたしました。(申請人・住所・氏名)。(特例適用農地・地番・地目・面積)、こちらは収穫が終わった後でマルチがはってある状態でした。(地番・地目・面積)、こちらは小麦・しいたけ・タマネギ等が栽培されております。(地番・地目・面積)、ここは梅の木、ネギ、ダイコン等の冬野菜が植えてありました。いずれの農地についても、良好に管理されていることを確認しました。

議長

整理番号3番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号1番 久保田です。整理番号3番について説明します。12月17日、事務局と関係者立ち合いのもと現地調査を行いました。(申請人・住所・氏名)。(特例適用農地・地番・地目・面積)。調査の結果ですが、多くは梅が植えられておりました、ごく一部には冬野菜が栽培されており、畑として問題なく管理されておりました。

議長

整理番号4番について、野村委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号4番 野村です。整理番号4番について説明します。12月18日、事務局と現地調査を行いました。(申請人・住所・氏名)。(特例適用農地・地番・地目・面積)。ブルーベリー、栗の木が栽培され、下草の処理など全体的に問題なく管理されておりました。

議長

整理番号5番について、石川委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号5番 石川です。整理番号5番について説明します。12月17日、事務局と本人立ち合いのもと、現地調査を行いました。(申請人・住所・氏名)。(特例適用農地・地番・地目・面積)、自宅の前の畑で、白菜・コマツナ・赤カブ等が栽培されておりました。(地番・地目・面積)、この5筆の畑は、自宅西側の畑でお茶が栽培されており、一部柿やブルーベリーが栽培されておりました。(地番・地目・面積)、この畑は南北に長い畑で、北側には柿・みかん・ゆずと果樹が植えられておりました。それより南側では緑肥があり、今後は里芋・かぼちゃ・スイカなどを作る予定だそうです。以上全ての農地について良好に管理されておりました。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5件は原案のとおり証明することに決定致しました。

議長

次に、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を御説明申し上げます。議案の2ページを御覧ください。

(議案読みあげ)

農地所有者の さんが令和2年4月5日に死亡されたため、相続人である が、生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願が行われたものでございます。

12月17日に、現地調査を久保田委員さんで行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について久保田委員の補足説明はございますか。

委員

議席番号1番の久保田です。12月17日に事務局と調査を行いました。現況調査の結果ですが、当該地にはネギ・白菜等の冬野菜が栽培されておりました、この状況から遡って 氏が主たる従事者であったと判断できるものと思います。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件は原案のとおり証明することに決定致しました。

議長

次に議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」1件を上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」1件を御説明申し上げます。議案の3ページを御覧ください。

使用借人 (住所・氏名)

使用貸人 (住所・氏名)

申請地 (地番・面積)

合計3筆0.1280㎡の農業振興地域農用地について、
使用貸借権を3年間設定する一時転用許可申請でございます。

本件につきましては、議案に記載のとおり営農型太陽光発電のための許可申請でございます。営農型太陽光発電とは、農地上空に太陽光発電パネルを設置し、下部の農地で農作物を栽培する営農形態であり、転用を行ったとしても営農を継続できることから、転用期間は3年間を上限とするなど一定の条件を付したうえで、特例的に農用地であっても転用が可能となっております。

本件は6年前の平成27年1月農業委員会において承認を受け、同年2月に東京都の許可を受けております。この度、一時転用許可期間である3年間を迎えますので、期間

更新のため許可申請が行われました。

お手元の《議案第3号 別紙》を御覧ください。こちらは申請者の情報、営農計画や図面となっており、この農地ではキャベツ、タマネギ、ダイコンを耕作していく予定となっております。

また、転用面積につきましても、パネル設置のための支柱など必要最小限のものとなっていると判断できるため、転用することについて支障なしと考えております。

現地調査につきましては、12月18日に新井委員と行いまして、営農型太陽光発電を継続することについて、支障なしとの調査結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、新井委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

推進委員の新井です。事務局の説明のとおりでございます。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

委員

農地の転用面積がすごく小さいですが、どのような計算で算出されているものですか。

事務局

柱の部分で、20本分の面積でございます。

委員

太陽光パネルの日陰の影響はどう考えるのですか。

事務局

日陰になっても、耕作できる作物を作成する計画となっています。

委員

不許可になるようなポイントみたいものはありますか。

事務局

作る作物が、日照が不足すると育成しないものだと認められない可能性があります。

議長

ほかに御意見、御質問が無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13名]

議長

挙手 13名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、3件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、2件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、24件で3ページから5ページに記載されたとおりです。

次に「耕作証明書について」は、1件で6ページに記載されたとおりです。

最後に「農地等の現況等に関する照会に対する回答」については、1件で7ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了致しました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後16時から開会致します。